

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
11.01 1101.00	小麦粉及びメスリン粉 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 011 — グルタミン酸ソーダ製造用のもの(税関の監督の下でグルタミン酸ソーダ製造用の原料として使用するものに限る。) 091 — その他のもの 200 — その他のもの	(106円/kg)	25%			無税											
11.02 1102.10 000 1102.20 000	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) ライ麦粉 とうもろこし粉	25% 25%		15% 21.3%	7.5%	無税 無税	10.9%	目開きが 250ミクロ ンのふる い(織金 網製のも のに限 る。)に對 する通過 率が全重 量の90% 以上のもの の 11.6%	4.8%	5.5%	5.5%	6.1%	12.3%	12.3%	6.1%	MT MT	
1102.90	その他のもの 1 大麦粉及び裸麦粉 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 110 — その他のもの 190 — その他のもの 2 ライ小麦粉 210 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 290 — その他のもの 3 米粉 310 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 390 — その他のもの 900 4 その他のもの	(98円/kg)	25%	(25%)		無税										MT MT	
11.03 1103.11	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもの 010 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 090 — その他のもの 1103.13 000 1103.19	25%				無税											MT
1103.11 010	— その他のもの とうもろこしのもの その他の穀物のもの 1 大麦又は裸麦のもの 110 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 190 — その他のもの 2 ライ小麦のもの 210 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 290 — その他のもの 400 3 オートのもの 4 米のもの 510 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 590 — その他のもの 300 5 その他のもの ペレット 1 小麦のもの 110 — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	(98円/kg)	20%	(20%)		無税											MT MT
1103.11 010	25%	27.40円/kg	(90円/kg)			無税											MT
1103.11 090	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 110	25%	27.40円/kg	(90円/kg)			無税											MT
1103.11 190	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 210	25%	27.40円/kg	(90円/kg)			無税											MT
1103.11 290	25%	27.40円/kg	(90円/kg)			無税											MT
1103.11 310	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 390	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 900	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 110	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 190	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 210	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 290	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 400	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 510	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 590	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 300	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT
1103.11 110	25%	31円/kg	(83円/kg)			無税											MT

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)									単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN アセアン	フィリピン Philippines	I	II	
番号 H.S. code																		
190	－ その他のもの		27.40円 /kg	*(90円 /kg)													MT	
200	2 オートのもの	20%		12%	6%	無税	8.7%		3.8%	4.4%	4.4%	4.9%	9.8%	9.8%	4.9%		MT	
310	3 どうもろこし又は米のもの (1)どうもろこしのもの (2)米のもの		25% (442円 /kg)	21.3%		無税	15.5%		13.6%	15.5%	15.5%	17.4%	17.4%	17.4%	17.4%		MT	
350	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													MT	
390	－ その他のもの		54円/kg	*(375円 /kg)													MT	
410	4 大麦又は裸麦のもの － 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	(98円/kg)	20%	(20%)		無税											MT	
490	－ その他のもの		31円/kg	*(83円 /kg)													MT	
510	5 ライ小麦のもの		(106円 /kg)			無税											MT	
590	－ その他のもの		27.40円 /kg	*(90円 /kg)													MT	
600	6 その他のもの	20%		17%	8.5%	無税	12.4%		5.4%	6.2%	6.2%	7.0%	13.9%	13.9%	7.0%		MT	
11.04	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又は粗くひいたものに限る。)																	
1104.12 000	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	20%		12%	6%	無税	8.7%		3.8%	4.4%	4.4%	4.9%	9.8%	9.8%	4.9%		KG	
1104.19	オートのもの その他の穀物のもの 1 小麦又はライ小麦のもの		(132円 /kg)			無税												
111	*[1]小麦のもの － 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG	
119	－ その他のもの *[2]ライ小麦のもの		31.40円 /kg	*(112円 /kg)														KG
121	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		20%	(20%)													KG	
129	－ その他のもの 2 どうもろこし又は米のもの (1)どうもろこしのもの (2)米のもの		31.40円 /kg	*(112円 /kg)														KG
210		25% (402円 /kg)		21.3%		無税	15.5%		13.6%	15.5%	15.5%	17.4%	17.4%	17.4%	17.4%		KG	
250	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)													KG	
290	－ その他のもの 3 大麦又は裸麦のもの		49円/kg	*(341円 /kg)			無税											KG
410		(107円 /kg)	20%	(20%)														KG
490	－ その他のもの 4 その他のもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)		33.20円 /kg	*(91円 /kg)		8.5%	無税	12.4%	5.4%	6.2%	6.2%	7.0%	13.9%	13.9%	7.0%		KG	
300	オートのもの どうもろこしのもの 1 コーンフレークの製造に使用するもの	20%		12%	6%	無税	8.7%		3.8%	4.4%	4.4%	4.9%	9.8%	9.8%	4.9%		KG	
1104.22 000	010 090	2 その他のもの その他の穀物のもの 1 小麦又はライ小麦のもの	◎16.2% 25%	(16.2%) 18%		無税 無税	11.8% 13.1%		10.3% 11.5%	11.8% 13.1%	11.8% 13.1%	13.3% 14.7%	13.3% 14.7%	13.3% 14.7%	13.3% 14.7%		KG KG	
1104.29		3 大麦又は裸麦のもの *[1]小麦のもの － 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		25%	(25%)												KG	
111			27.40円 /kg	*(90円 /kg)														KG
119	－ その他のもの *[2]ライ小麦のもの		20%	(20%)														KG
121			27.40円 /kg	*(90円 /kg)														KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
	091	——— でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグレーの製造に使用するもの	◎無税														KG
	092	——— その他のもの		25%													KG
	099	——— その他のもの			119円/kg												KG
1108.20	イヌリン	140円/kg		25%	(25%)												KG
	010	— でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの			119円/kg												KG
	090	— その他のもの															KG
11.09																	
1109.00 000	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)		25%		21.3%		無税										KG